

(案)

令和3年度

田野地域乗合タクシー運行計画書

(内容)

1 運行実施計画 (案) . . . P 2 ~

2 運行細部計画 (案) . . . P 5 ~

田野地域乗合タクシー運行実施計画（案）

1. 運行目的

田野地域は、国道や主要県道を中心にバス路線が整備されているが、地域の面積が広く集落も点在しているため、幹線道路周辺以外の地域においては、バス停までの距離が遠いまたは利用便数が少ないなど利便性の悪い地域が多数存在する。そのため、高齢者や身体障がい者等を中心に交通手段の確保に苦慮している人が多く、このような住民の負担軽減を目的に田野地域に道路運送法（昭和26年法律第183号）の一般乗合旅客自動車運送事業の区域運行にあたる田野地域乗合タクシーを導入し、地域の交通手段を確保するとともに、地域住民に親しまれるコミュニティ交通の実現を目指す。

2. 実施団体

田野地域乗合タクシーは、地域内の各種団体で構成された田野地域乗合タクシー運行協議会（以下「運行協議会」）が、運行業務を令和3年度田野地域乗合タクシー運行細部計画（以下細部計画）「1.事業受託者」に該当するタクシー事業者（以下「事業受託者」）に委託し実施する。

3. 事務所

運行協議会の事務所は、宮崎市田野町甲2818番地（田野総合支所地域市民福祉課内）に置く。

4. 事業財源

事業財源は、登録者からの登録料及び利用者運賃、協力団体（企業）からの寄付金、宮崎市からの補助金等とする。

5. 運行期間

運行期間は、令和3年8月2日からとする。

6. 運行区域とコース

運行区域は、田野地域を東西南北中央の5地域に分け、「各地区と中央指定区域（以下「指定地域」）」を結ぶコース運行とする。

各コースの構成地区は細部計画「2.コース構成地区」のとおりとし、指定地域の詳細は細部計画「3.指定地域・待合所・停留所」のとおりとする。

7. 運行日

運行日は、月曜日から土曜日までの週6日とする。

ただし、日曜日及び年末年始（12月29日から1月3日）は運休とする。

8. 運行便名

田野地域乗合タクシーには『上り便』と『下り便』を設ける。『上り便』は各地区から指定地域に向かう便、『下り便』は一般待合所から各地区に向かう便とする。『上り便』『下り便』の詳細は細部計画「4.『上り便』『下り便』」のとおりとする。

9. 待合所・停留所

田野地域乗合タクシーには、待合所並びに停留所を設け、原則、両所のみ乗降可能とする。ただし、『上り便』の降車は、指定地域内においては、待合所に関係なく全域で可能とする。待合所並びに停留所の詳細は、細部計画「3.指定地域・待合所・停留所」のとおりとする。

10. 運行便数・時間

1日の運行便数は『上り便』『下り便』とも特に設定しない。なお、運行する時間帯については、細部計画「5.運行時間」のとおりとする。

11. 利用者

田野地域乗合タクシーの利用者は、田野地域内に居住し、細部計画「6.登録要件」を満たす方とする。

12. 事前登録

田野地域乗合タクシーを利用する者は、事前に細部計画「7.登録手続」に沿って登録しなければならない。また、運行協議会事務所は登録者に登録終了後速やかに同手続に記してある登録証を交付しなければならない。

13. 登録解除

運行協議会は、登録者が細部計画「8.登録解除要件」に該当する場合は登録を解除することができる。その場合の登録料は原則返還しない。

14. 利用者運賃

利用者の運賃は地区ごとに定額とし、基準地（田野駅前）から、各自治公民館の館までの距離に応じて500円・700円・1,000円単位の3段階とする。但し、乗合（2人以上）の場合は、乗合者の人数ごとに予め負担額を設定し、距離別及び地区別利用者運賃は細部計画「9.地区別利用者運賃」のとおりとする。

利用者運賃は乗車券等の発券は行わず現金払いとし、1乗車ごとに乗務員に支払うものとする。また、クレジットカードやタクシー券等での支払いはできないものとする。

利用者に同伴する1歳未満の小児については無料とする。未就学児（1歳から6歳）については1人目までは無料とし、2人目以上は、各1人分の運賃（地区別利用者運賃）を支払うものとする。

15. 委託料

事業受託者の委託料（契約者運賃）は、タクシー利用料の実費額とする。

16. 使用車両

使用車両は小型車とし、乗車定員は細部計画「10.乗車定員」のとおりとする。また、乗車（利用予約者）人数が定員を上回った場合は、原則、先着順とするが、受託事業者が配車可能な場合は、複数台での運用も可能とする。

17. 利用受付センター

田野地域乗合タクシーの利用受付センターは事業受託者の配車センターとし、利用の受付、配車業務、運行営業所への連絡等を行う。利用受付センターの従事者は事業受託者の社員とし、利用受付センターに掛かる経費は一部を除き事業受託者の自己負担とする。利用受付センターの業務内容等については細部計画「12.利用受付センター業務内容」のとおりとする。

18. 運行営業所

田野地域乗合タクシーの運行営業所は事業受託者の営業所とし、利用受付センターから送付されてきた配車計画表に沿って、運行業務を遂行する。運行営業所の業務内容等については細部計画「13.運行営業所業務内容」のとおりとする。

19. 運行状況の報告

事業受託者は、毎週月曜日（祝日の場合は翌日）に前週の運行状況を運行協議会事務所に報告（細部計画・様式7）しなければならない。また、報告方法についてはFAXや電子メールでも可とする。

20. 事業費の請求・支払

- ①事業受託者は、毎月10日（土・日・祝祭日の場合は翌日）までに前月分の請求書（細部計画・様式8）及び運行明細書（細部計画・様式9）を運行協議会事務所に提出する。
- ②運行協議会は提出された請求書及び運行明細書を精査し、毎月25日（金融機関休日の場合は前日）までに口座振込によって支払うものとする。ただし、支払金額はすでに利用者が納めた運賃を差し引いた金額とする。

田野地域乗合タクシー運行細部計画（案）

1. 事業受託者

令和3年度田野地域乗合タクシー運行実施計画（以下実施計画書）第2項に関する事業受託者は、次の条件を満たすタクシー事業者とする。

- ①田野地域乗合タクシーの趣旨に賛同し、受託が可能なこと。
- ②道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条（種別同法第3条第1号のイ）の許可を取得していること。（運行開始までに取得可能なこと。）
- ③2社以上の受託になった場合には他事業者と連携を図り、配車業務や運行业務等が支障なく実施できること。
- ④運行日の運行時間帯には常に運行可能な小型車を2台以上確保できること。

2. コース構成地区

実施計画第6項に関する各コースの構成地区は下表のとおりとする。

東地区コース	今村	コスモ	船ヶ山	さくら台	ニツ山	ニツ山団地
	中尾	石久保	前平天神	梅谷	下井倉	上井倉
	上井倉団地	山住ニュータウン				
南地区コース	北寺町	南寺町	中渡瀬	仏堂園	新村	尾脇
	あおき台	倉谷	築地原	持田	楠原	黒草
	元野	あけぼの 1～4丁目				
西地区コース	片井野	麓	七野	塩水	唐仁田	天神
	八重	野崎	松山	上ノ原	桜ヶ丘	
北地区コース	西桜町	西桜団地	東桜町	木材町	木材町団地	北桜町
	向町	光町	市住光団地	県光団地	公園台	上屋敷
	下屋敷	仮屋原	白砂ヶ尾	三角寺	法光坊	上鷺瀬
	下鷺瀬	堀口	灰ヶ野	鹿村野		
中央地区コース	合又	上学ノ木	下学ノ木	南原団地	稲荷町	仲町
	本町	中原	明神原	上桜町	中桜町	朝日町
	下桜町	南原 1～3丁目				

3. 指定地域・待合所・停留所

実施計画第6項並びに第9項に関する指定地域、待合所並びに停留所は次のとおりとする。

指定地域：中央指定区域とする。

待合所：施設管理者の了解のもと、利用者が安全に快適に待機できる別表2の事業所とする。
所在地が指定地域内の待合所を『一般待合所』といい、全登録者が利用できることを原則とする。また、各待合所の利用日・利用時間等は別に定める。

停留所：全登録者の自宅前を停留所とする。

4. 『上り便』『下り便』

実施計画第8項に関する運行種類ごとの『上り便』『下り便』の定義は下表のとおりとする。

上下便名	出 発 地 ⇒ 到 着 地
上り便	停留所(自宅) ⇒ 指定地域
下り便	一般待合所 ⇒ 停留所(自宅)

5. 運行時間

実施計画第10項に関する運行時間は次のとおりとする。なお、運行時間とは、最初に乗車する人の待合所、若しくは停留所の出発時刻の時間帯とする。

上下便名	運 行 時 間
上り便	9 時 0 0 分 ~ 1 7 時 0 0 分
下り便	

6. 登録要件

実施計画第11項に関する登録要件は、原則、次の①・②・③・④・⑤のいずれかに該当する方で⑥の条件を満たす方とする。ただし、未就学児（6歳以下）の登録はできないものとする。

①自宅から最寄のバス停(宮崎交通)まで概ね300m以上離れている方。

②運転免許証をお持ちでない方。(18歳以上の方に限る)

③運転免許証を返納された方。

④年齢が70歳以上の方。

⑤身体的にバス停の利用が困難な方。

⑥介助者なしでタクシーの乗り降りが可能な方。ただし、介助者が同乗する場合は利用可能(有料：地区別利用者運賃を適用)とする。

7. 登録手続

実施計画第12項に関する登録手続は次のとおりとする。ただし、登録は1回限りであるが、記載事項に変更が生じた場合にはその都度、「記載事項変更届（様式2）」を提出しなければならない。

- ①登録希望者は、一般登録申請書（様式1）を運行協議会事務所に提出しなければならない。
なお、登録料は1,000円とする。
- ②運行協議会事務所は、登録者に(1)登録者氏名、(2)登録番号、(3)利用受付センター電話番号を記載した登録証（様式3）を速やかに交付する。
- ③登録手続完了者には、(1)利用受付センター電話番号を記載した仮登録証（様式4）を貸与する。
- ④仮登録証については、登録証が届き次第、失効するものとする。

8. 登録解除要件

実施計画第13項に関する登録解除要件は次のとおりとする。

- ①登録者が死亡した場合
- ②登録者から解除の申し出があった場合
- ③虚偽の申告によって登録を行った場合
- ④登録者が同乗者に迷惑をかける行為や乗務員の指示にしたがわない行為を繰り返した場合
- ⑤運行協議会長が登録者としてふさわしくないと判断した場合

9. 地区別利用者運賃

実施計画第14項に関する距離別の利用者運賃及び乗合（2人以上）時の利用者運賃は下表のとおりとする。また、各地区（自治会・自治公民館）の地区別利用者運賃は別表1のとおりとする。

種類	距離	運賃	乗合時運賃		
			2人	3人	4人
第1段	5.0 ^キ 未満	500円	250円	200円	3人時と同額
第2段	5.0 ^キ 以上10.0 ^キ 未満	700円	350円	300円	
第3段	10.0 ^キ 以上	1,000円	500円	400円	

10. 乗車定員

実施計画第16項に関する乗車定員は次のとおりとする。また、利用者が定員を上回った場合には新たにタクシーを追加するが、利用者から4名乗車の希望があった場合には4名を定員とする。また、小・中学生の子供が利用する場合には原則、保護者の同乗（有料：地区別利用者運賃を適用）が必要であるほか、1人の保護者に対して3名まで同乗可能である。

車種	定員
小型車	3名（希望があった場合は4名）

11. 利用方法

田野地域乗合タクシーの受付時間や期間、利用の方法は次のとおりである。

『上り便』『下り便』 共通

- ①受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
- ②田野地域乗合タクシー到着後3分以内、若しくは指定時刻までに乗車がない場合には、運行に支障をきたすためキャンセルと判断し、乗車がなくても出発する。
- ③利用者は、利用受付後に変更やキャンセルが発生した場合には速やかに利用受付センターに連絡する。
- ④上記③におけるキャンセル料は発生しない。但し、上記②の場合は、利用者にキャンセル料を負担していただく場合がある。

『上り便』

- ①利用者は速やかに出発できるように玄関前で待機する。
- ②利用者が複数となった場合は、乗合による運行により、出発時刻が前後することがありえる。

『下り便』

- ①利用者は必ず一般待合所で待機する。
- ②一般待合所にて待機する乗合タクシーを利用する場合は、乗務員を通じて利用受付センターに連絡し、配車計画を確認のうえ運行が可能な場合のみ利用ができるものとする。

12. 利用受付センター業務内容

実施計画第18項に関する利用受付センターの業務内容は次のとおりである。

総括

- ①利用受付センターの業務は、事業受託者の配車センターが請負うものとする。
- ②利用受付センター業務経費のうち、運行協議会が負担するものは、利用申込専用の(1)電話機の購入費(2)電話の電話料(3)電話機の設置費・修理費など利用申込電話に関する経費のみとする。

利用受付

- ①利用受付センターが利用申込みを受け付ける場合には、(1)氏名、(2)登録番号、(3)利用日時、(4)乗車場所、(5)行き先(降車場所)、(6)運行コース・地区名を確認する。
- ②利用受付センターは、受付後、速やかに配車計画表(様式5)を策定する。

13. 運行営業所業務内容

実施計画第 19 項に関する運行営業所は、事業受託者の各営業所とする。各営業所の業務内容は次のとおりとする。

- ①運行営業所は、利用受付センターの配車計画表（様式 5）に沿って、『安全』『正確』『迅速』を理念に運行業務を遂行する。
- ②運行営業所は、運行理念及び乗合タクシー業務を乗務員に熟知させるため、従事乗務員には必ず事前研修等を実施する。
- ③運行営業所は、『上り便』の利用者に自宅前の個人停留所の出発予定時刻を連絡する。
- ④運行営業所の乗務員は、利用者降車後速やかに運転日誌（様式 6）を記入するほか、運行協議会より依頼のあったアンケート等に運行業務に支障がない範囲で協力する。

14. 委 任

この運行計画及び細部計画に定めるもののほか、田野地域乗合タクシーの運行に必要な事項は、会長が別に定めるほか、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和 62 年 1 月 23 日・運輸省告示第 49 号）を適用する。

附 則 令和 3 年 ○月 ○日施行

田野地域乗合タクシー地区別利用者運賃一覧表

(別表1)

(単位：キロ・円)

	地区名	距離 (Km)	利用者 運賃		地区名	距離 (Km)	利用者 運賃		地区名	距離 (Km)	利用者 運賃
東 地 区 コ ー ス	今村	3.8	500	西 地 区 コ ー ス	片井野	3.9	500	北 地 区 コ ー ス	西桜町	0.9	500
	コスモ	4.0	500		麓	3.1	500		西桜団地	0.9	500
	船ヶ山	3.9	500		七野	4.3	500		東桜町	0.9	500
	さくら台	3.4	500		塩水	5.6	700		木材町	0.9	500
	ニツ山	2.9	500		唐仁田	7.0	700		木材町団地	0.8	500
	ニツ山団地	3.0	500		天神	11.0	1,000		北桜町	0.9	500
	中尾	2.4	500		八重	6.0	700		向町	1.1	500
	石久保	2.6	500		野崎	8.4	700		光町	1.2	500
	前平天神	2.9	500		松山	3.0	500		市住光団地	1.5	500
	梅谷	1.5	500		上ノ原	3.2	500		県光団地	1.6	500
	下井倉	0.6	500		桜ヶ丘	3.8	500		公園台	1.7	500
	上井倉	0.3	500		合又	1.5	500		上屋敷	1.0	500
	上井倉団地	0.6	500		上学ノ木	1.2	500		下屋敷	1.1	500
	山住ニュータウン	1.4	500		下学ノ木	1.0	500		仮屋原	2.5	500
南 地 区 コ ー ス	北寺町	1.0	500	中 央 地 区 コ ー ス	南原団地	1.1	500	白砂ヶ尾	2.7	500	
	南寺町	1.1	500		稲荷町	1.0	500	三角寺	2.0	500	
	中渡瀬	1.4	500		仲町	0.9	500	法光坊	2.4	500	
	仏堂園	1.8	500		本町	0.7	500	上鷺瀬	3.5	500	
	新村	1.6	500		中原	0.6	500	下鷺瀬	3.7	500	
	尾脇	2.3	500		明神原	0.8	500	堀口	5.2	700	
	あおき台	1.5	500		上桜町	0.5	500	灰ヶ野	5.2	700	
	倉谷	2.9	500		中桜町	0.3	500	鹿村野	7.0	700	
	築地原	2.2	500		朝日町	0.3	500				
	持田	6.4	700		下桜町	0.1	500				
	楠原	4.2	500		南原 1～3丁目	1.2	500				
	黒草	3.8	500								
	元野	3.5	500								
	あけぼの 1～4丁目	1.5	500								

※距離は、田野駅から各自治公民館の館までの概ねの距離。館がない地区は、概ね地区の中心部。

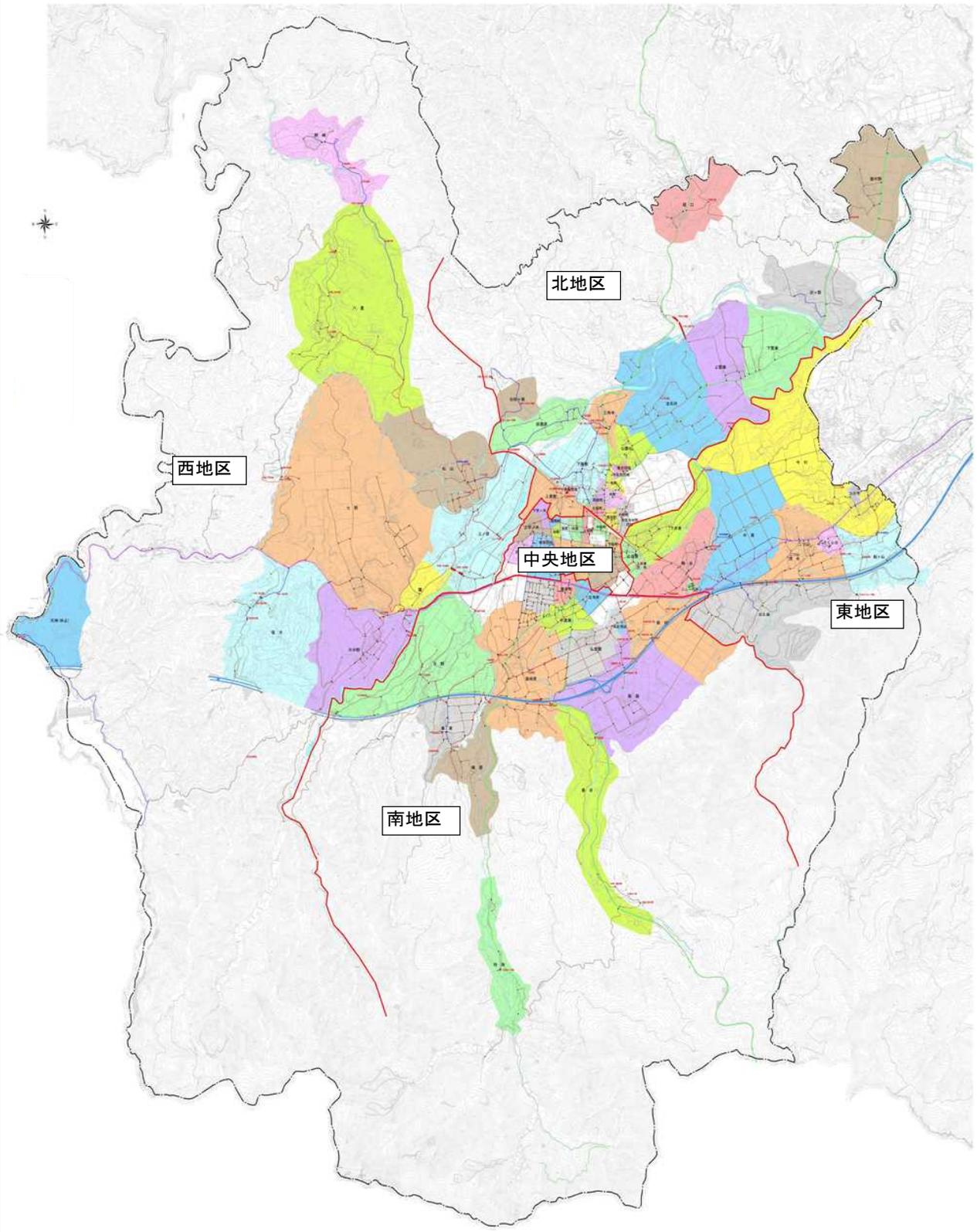
田野地域乗合タクシー待合所一覧表

(別表2)

No.	事業所名	所在地	連絡先	備考
1	JR田野駅	宮崎市田野町 甲2886番地7	—	無人
2	田野総合支所	宮崎市田野町 甲2818番地	0985 86-1111	
3	田野病院	宮崎市田野町 南原1丁目6番地2	0985 86-1155	
4	田野郵便局	宮崎市田野町 甲2787番地5	0985 86-0042	室内待機可能時間 : ~ :
5	宮崎太陽銀行田野出張所	宮崎市田野町 乙7737番地4	0985 86-3111	室内待機可能時間 : ~ :
6	小村医院	宮崎市田野町 乙7216番地2	0985 86-0011	
7	Aコープ田野店	宮崎市田野町 乙9358番地	0985 86-1186	
8	宮崎市田野総合福祉館 ふれあいセンター	宮崎市田野町 甲2848番地1	0985 86-2017	
9	宮崎第一信用金庫田野支店	宮崎市田野町 甲2877番地14	0985 86-2333	室内待機可能時間 : ~ :
10	田野物産センター「みちくさ」	宮崎市田野町 甲3157番地2	0985 86-5050	
11	マックスバリュート田野店	宮崎市田野町 甲2956番地3	0985 86-4070	
12	あけぼの診療所	宮崎市田野町 あけぼの2丁目5-1	0985 74-5600	
13	くろきストアー	宮崎市田野町 乙9436-10	0985 86-0066	
14	宮崎銀行田野支店	宮崎市田野町 乙9416番地17	0985 86-1133	室内待機可能時間 : ~ :
15	アタックス田野店	宮崎市田野町 乙9378番地2	0985 74-5118	
16	スーパードラックコスモス田野店	宮崎市田野町 甲2984番地1	0985 64-6455	

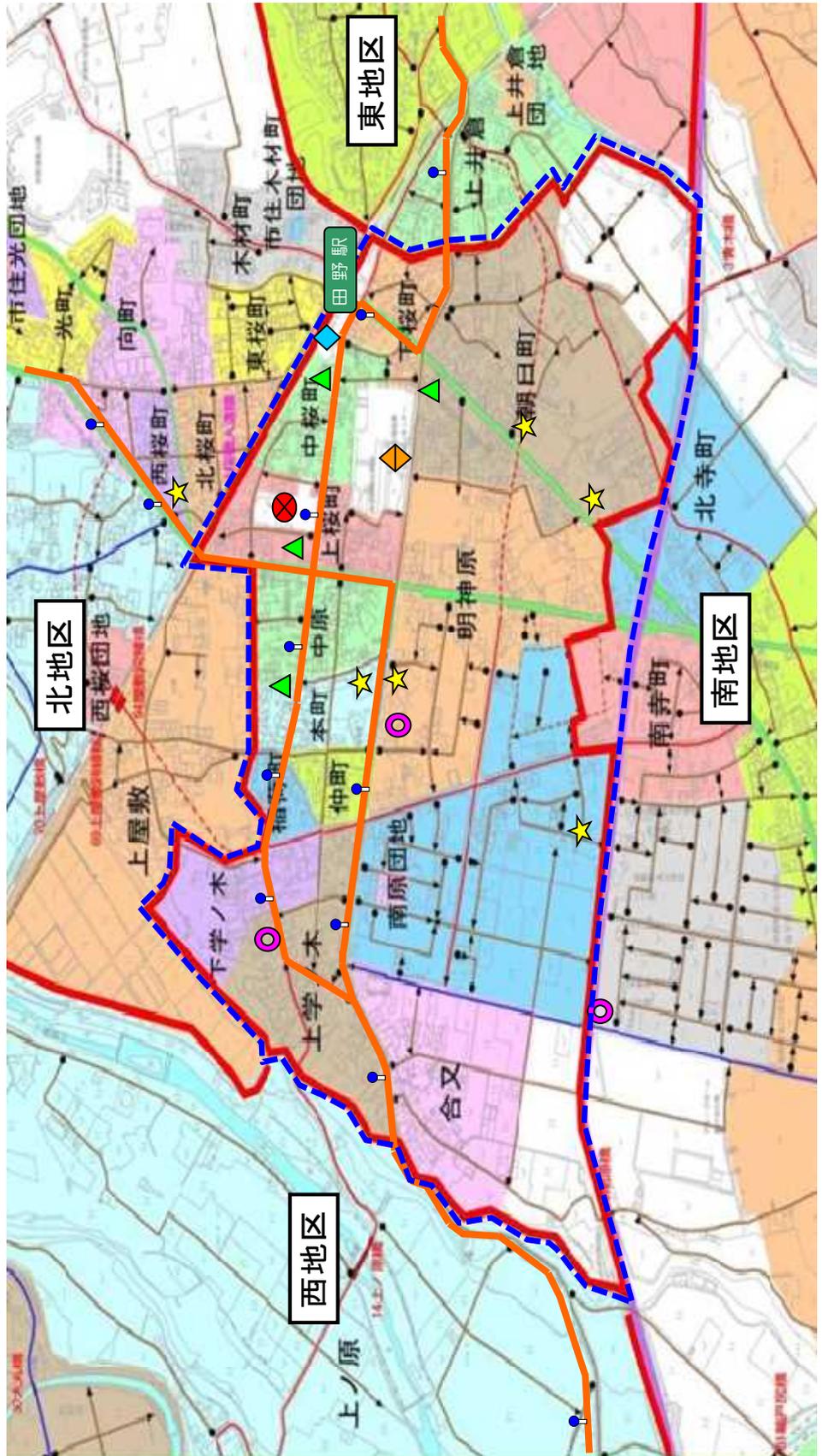
田野地域乗合タクシー運行区域広域図

各ルートの境界線
※中央部については別紙詳細図参照



田野地域乗合タクシー運行区域中央詳細図

- 宮崎交通バス路線
 宮崎交通バス停
 スーパー・ドラッグストア等
 病院
 銀行・郵便局
- 中央指定区域
 田野駅
 田野総合支所
 福祉施設
- 東西北地区境界線



「田野地域乗合タクシー」		申請日	令和	年	月	日
一 般 登 録 申 請 書						
ふりがな		生年月日	大正		年	月
氏名			昭和		年	月
			平成		年	月
住所	宮崎市田野町				地区名	
電話番号	自宅	携帯				
緊急時 連絡先	連絡者氏名・続柄		電話番号等			
最寄の バス停		バス停までの 距離	概ね		m	
バスを利用できない理由						
宮崎交通バス 敬老バスカ	有 ・ 無					
備考						
<p>私は 田野地域乗合タクシーを利用するにあたり</p> <p>①乗車中は乗務員の指示に従い、乗務員及び同乗者に迷惑をかける行為は一切行いません。</p> <p>②申請書に虚偽があった場合や同上に反する行為を繰り返した場合は、登録を解除されてもこれに対する異議申し立ては一切行いません。</p> <p>以上誓約いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">署名 _____</p>						
-----以下は記入不要-----						
登録番号		通し番号				
地図番号	P — —					
登録料関係	納入日		登録料	1,000円		
事務連絡						

※記入いただいた個人情報[※]は田野地域乗合タクシー業務以外には使用いたしません。

※太枠内は69歳以下の方のみ記入してください。

「田野地域乗合タクシー」		申請日	令和	年	月	日
記載事項変更届						
氏名			登録番号			
変更項目	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 地区名 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 最寄のバス停 <input type="checkbox"/> 緊急時連絡先 <input type="checkbox"/> バスを利用できない理由 <input type="checkbox"/> 備考					
変更内容						
変更内容						
変更内容						
変更内容						
変更内容						

-----以下は記入不要-----

新登録番号			通し番号		
地図番号	P — —				
登録料関係	納入日			登録料	
事務連絡					

※記入いただいた個人情報は田野地域乗合タクシー業務以外には使用いたしません。

登録証

(様式3)

【一般用】(表面)

たのシー号■登録証■
「田野地域乗合タクシー」(本格運行)
○○○○様
(△△地区)
登録
番号

0	0	0	0	-	0	0
---	---	---	---	---	---	---

☆○年○月○日 から有効

(裏面)

■利用受付センター電話番号■
 ○○-△△△△
 ○○-△△△△
受付：午前9時00分～午後5時00分
(月曜日～土曜日)※12/29～1/3を除く

仮登録証

(様式4)

(表面)

■仮登録証■
「田野地域乗合タクシー」(本格運行)
○○○○様
(△△地区)
有効期限 登録証受領日まで

0	0	0	0	-	0	0
---	---	---	---	---	---	---

(裏面)

■利用受付センター電話番号■
 ○○-△△△△
 ○○-△△△△
受付：午前9時00分～午後5時00分
(月曜日～土曜日)※12/29～1/3を除く

「田野地域乗合タクシー」配車計画表

上り便 下り便

台

枚目

枚中

運行日	月 日()	運行時刻		コース	
-----	--------	------	--	-----	--

	乗車順	氏 名	登録番号	行き先・待合所	指定時間
1号車		様			:
		様			:
		様			:
		様			:
2号車		様			:
		様			:
		様			:
		様			:
3号車		様			:
		様			:
		様			:
		様			:
4号車		様			:
		様			:
		様			:
		様			:

※太枠内は配車センターで記入し、乗車順・発着時間は運行営業所で記入。

「田野地域乗合タクシー」運転日誌

事業者名:

運行日	月 日 ()	無線 番号		乗務員名	
-----	---------	----------	--	------	--

コース名	登録番号	氏名	乗車時間	降車地・待合所	降車時間	料金	備考
		様					
上・下の別		様					
便名(時間)		様					
		様					

コース名	登録番号	氏名	乗車時間	降車地・待合所	降車時間	料金	備考
		様					
上・下の別		様					
便名(時間)		様					
		様					

コース名	登録番号	氏名	乗車時間	降車地・待合所	降車時間	料金	備考
		様					
上・下の別		様					
便名(時間)		様					
		様					

コース名	登録番号	氏名	乗車時間	降車地・待合所	降車時間	料金	備考
		様					
上・下の別		様					
便名(時間)		様					
		様					

※太枠内以外は運行前に記入。運転日誌右上には何枚中何枚目を記入。

請 求 書

田野地域乗合タクシー運行協議会長 殿

¥ 円也

ただし、令和 年 月分乗合タクシー運行委託料差額分 (① - ②)

令和 年 月 日

事業者名
代表者名

印

① 月分委託料額 : _____ 円

② 月分利用者運賃収入額 : _____ 円

③ 月分委託料差額 : _____ 円

【振込先口座】

銀行名及び支店名 : _____ 銀行 _____ 支店

口座種別 : _____

口座番号 : _____

口座名義人 : _____

(フリガナ) : _____

運行明細書

(様式9)

「田野地域乗合タクシー」運行明細書

事業所名

年 月分

	運行日	利用者数	運行台数	運行運賃額①	利用者運賃額②	差額(①-②)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
合 計						